平成２４年（家）第４２８号
宮崎県延岡市北浦町古江2522番地４
申立人　渡部ヤヱ子
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　渡部　浩二
昭和37年５月１日生
公示催告期間満了日　平成25年５月15日
宮崎家庭裁判所延岡支部

平成２４年（家）第２０９６号
大阪府枚方市藤阪元町３丁目10―８
申立人　田中こと　趙　　竹夫
国籍韓国、最後の住所大阪府寝屋川市成田東が丘21番５号
不在者　田中こと　趙　日出夫
西暦1957年10月９日生
公示催告期間満了日　平成25年５月31日
大阪家庭裁判所

失踪宣告

平成２３年（家）第７５６号
本籍仙台市青葉区北根３丁目３番地の131、最後の住所仙台市青葉区北根３丁目８番13号
不在者　遠藤　直利
昭和７年11月30日生
平成24年10月10日失踪宣告審判確定
仙台家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第１３９号
本籍宮城県刈田郡蔵王町宮字松ケ丘229番地２、最後の住所本籍に同じ
不在者　菅野かつ子
昭和15年１月12日生
平成24年10月16日失踪宣告審判確定
仙台家庭裁判所大河原支部裁判所書記官

平成２３年（家）第５７６号
本籍茨城県東茨城郡城里町大字上入野629番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　園部　紘治
昭和17年７月25日生
平成24年10月16日失踪宣告審判確定
水戸家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第６３７号
本籍茨城県水戸市宮町２丁目11番、最後の住所茨城県水戸市見和３丁目1520番地
不在者　坂入　善道
昭和24年３月10日生
平成24年10月16日失踪宣告審判確定
水戸家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第８４９０号
本籍東京都江東区森下１丁目９番地、最後の住所東京都墨田区錦糸４丁目14番９の306号
不在者　本堂　和子
昭和18年４月19日生
平成24年10月12日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第１０１５５号
本籍福岡県福岡市博多区字真砂町47番地、最後の住所不明
不在者　小川　　清
明治41年６月11日生
平成24年10月13日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第２７６９号
本籍神奈川県横浜市神奈川区幸ケ谷17番地５、最後の住所横浜市青葉区若草台21番地３アスパイア若草台101
不在者　遠藤多與子
昭和27年８月14日生
平成24年10月13日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

平成２４年（家）第５２号
本籍新潟県村上市四日市385番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　菅原　嘉榮
昭和13年12月15日生
平成24年10月17日失踪宣告審判確定
新潟家庭裁判所新発田支部裁判所書記官

平成２３年（家）第２３４４号
本籍兵庫県姫路市野里新町523番地24、最後の住所兵庫県姫路市野里511番地20
不在者　森蔭　文夫
昭和４年11月20日生
平成24年10月13日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所姫路支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２４年（家）第１６４５号
本籍静岡県下田市柿崎208番地、住所横浜市南区中村町３丁目188番５号みよし荘４―６
申立人（失踪者）　清水　　穂
昭和14年３月26日生
平成24年10月12日失踪宣告取消審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２４年（へ）第４号
札幌市中央区大通東３丁目４番地の３
申立人　寺岡ファシリティーズ株式会社
代表者代表取締役　古野　重幸
権利を争う旨の申述の終期　平成24年10月15日
平成24年10月16日　高崎簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Q644610
金額　1,680,000円
支払期日　平成24年７月26日
支払地　群馬県高崎市
支払場所　株式会社群馬銀行高崎支店
振出日　平成24年３月21日
振出地　群馬県高崎市
振出人　石田建材工業株式会社　代表取締役　石田　安利
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第１号
岐阜県中津川市蛭川5328番地の１
申立人　日本セキソー株式会社
代表取締役　安藤　知廣
権利を争う旨の申述の終期　平成24年10月11日
平成24年10月16日　熊谷簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　P665465
金額　162,580円
支払期日　平成24年３月31日
支払地　埼玉県行田市
支払場所　株式会社群馬銀行行田支店
振出日　平成23年12月15日
振出地　埼玉県行田市
振出人　株式会社栗原　代表取締役　栗原　正樹
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第１号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利は失権する。
栃木県矢板市下太田136番地５
申立人　小堀　　蓉
権利の届出の終期　平成24年10月１日
平成24年10月２日　大田原簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　矢板市下太田字登内136番９
宅地　46.24平方メートル
⑵登記年月日番号　宇都宮地方法務局大田原支局　明治42年３月10日受付第726号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　買戻特約
原因　明治42年３月10日特約
売買代金　原価
期間　明治52年２月９日迄
買戻権者　塩谷郡泉村大字長井　宮本　勝位

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１９２７号
福岡県福岡市中央区天神２丁目９番203号
債務者　株式会社三鷹
代表者代表取締役　髙倉　武美
１　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　千尋
４　破産債権の届出期間　平成24年12月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月21日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９２８号
福岡県福岡市中央区天神２丁目９番203号
債務者　株式会社ミタカスポーツ施設
代表者代表取締役　髙倉　武美
１　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　千尋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月21日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部